

平成  
18  
年度

# 南三陸町の予算

## 平成18年度 一般会計予算

平成18年度一般会計予算は、3月定例会に提案し、原案どおり可決されました。歳入歳出それぞれ81億3,657万6千円となり、平成17年度当初予算と比べ5億2,195万5千円、6.9%の大額な増額となっています。入谷小学校建設や町道石泉線、各種漁港整備事業等の予算を盛り込んでいます。※平成17年度当初予算は、旧志津川町、旧歌津町、旧環境衛生組合の当初予算額の合計です。

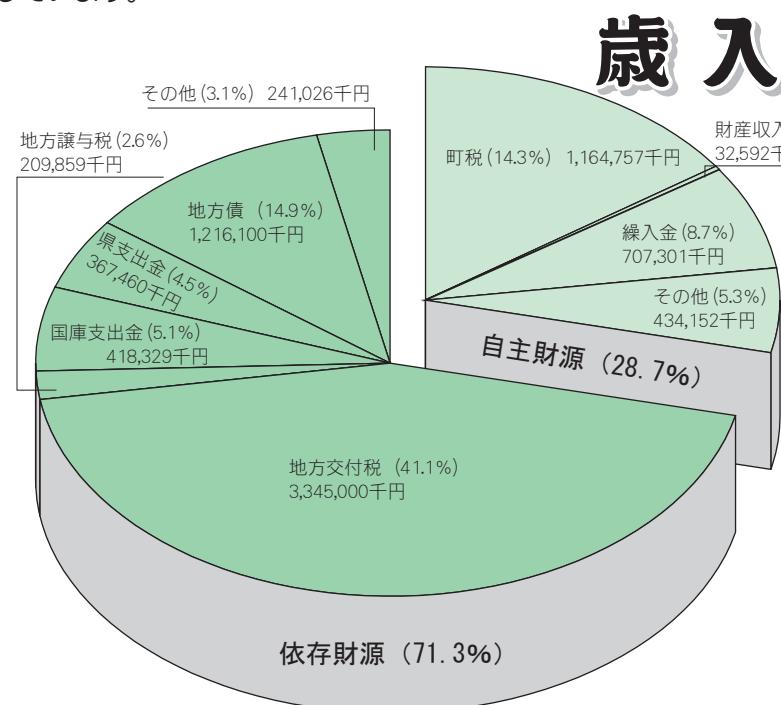
### 平成18年度 予算編成のための基本方針

平成18年度の予算編成の基本方針は、地域政策に掲げた「安全安心のまちづくりの推進」、「南三陸町地域ブランドの確立」、「住民の目線に立ったまちづくりの推進」、「新町建設計画を基本とするまちづくりの推進」を念頭に、合併効果を發揮し、財政構造を歳入に見合うものに転換していくことを最重要課題とし、合併効果による経費削減を行財政改革と連動のもとを行い、もって所要財源を捻出するとともに、財政の健全化を図って行くものとしています。

#### ■歳入予算の特徴

平成18年度の予算を見ると、町税や繰入金等の自主財源が、全体の28.7%となっています。繰入金の額が増えていますが、要因としては歌津公民館建設に対して基金を取崩したためです。

一方、依存財源は、全体の71.3%となっています。特に地方債の額が対前年度よりも増えていますが、入谷小学校建設事業等の事業を実施するための借り入れをすることによるものです。また、普通交付税は、対前年度比で7.7%約2億4,600万円の減額と見込まれており、交付税の代替的財源としての赤字地方債である臨時財政対策債についても約4,600万円の減額となる見込です。



#### 自主財源（町が自主的に確保し、使途の決定も自主的に行える財源）

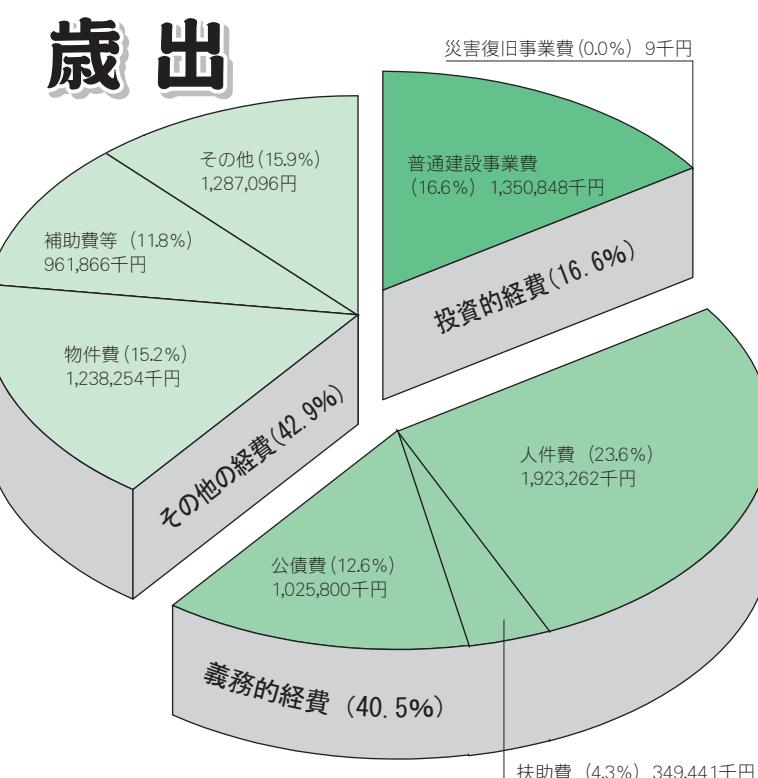
町税……町民税や固定資産税等、町が収納しているお金  
財産収入……町が有する財産を貸付したり、売払いしたことにより生じる収入  
繰入金……特別会計や各基金などから繰り入れるお金

#### その他

(分担金及び負担金)……町の事業により特に利益を受ける者から、その受益の範囲で負担していただくお金  
(使用料及び手数料)……公共施設を利用した時に支払う使用料や住民票を取得する時の手数料など  
(寄附金)……金銭、その他の資産の贈与など  
(繰越金)……前年度から当該年度へ持ち越したお金  
(諸収入)……他の収入科目にも当てはまらない収入（預金利子等）

#### 依存財源（国や県の基準に基づいて得られる財源）

地方交付税……国が国税を一定基準で地方に交付する税で、地方公共団体間の財源不均衡を調整するための交付金  
地方譲与税……国が国税を一定の基準によって地方に譲与する税で、所得譲与税、地方道路譲与税など  
国庫支出金……国が特定の事務・事業に対して交付する負担金や補助金など  
県支出金……県が特定の事務・事業に対して交付する負担金や補助金など  
地方債……公共施設建設などの財源として、町が借入れる長期の借金  
その他……利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方特例交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・交通安全対策特別交付金は、国の税金や県の税金を、各交付金として一定基準により地方に交付させる



#### 義務的経費（支出が義務付けられ任意に削減できない経費）

人件費……議員、職員等に支払われる給与などの経費  
扶助費……児童、老人、生活困窮者を援助するための経費  
公債費……町が借り入れた地方債（借金）の元利償還金の返済に要する経費

投資的経費（道路、漁港、学校などの整備に充てられる経費）  
普通建設事業費……道路や公共施設の新增築などに要する経費  
災害復旧事業費……地震等の自然災害などで被害を受けた施設等を復旧させるための経費

#### その他経費

物件費……委託料、旅費、賃金などの事務的経費  
補助費等……各種団体への補助金、負担金、償還費など  
積立金……特定の目的のために設けられた基金などに積立する経費  
その他……維持修繕費、投資及び出資金、貸付金、繰出金、予備費